

平成30年4月1日制定

令和4年4月1日改定

県内の公立学校において体罰・不適切な指導事案が発生した場合における、教職員に対する処分等の取扱いについては次のとおりとする。

## 第1. 教職員の懲戒処分の基準（令和4年4月1日改定）に定める標準例についての考え方

1. 体罰及び不適切な指導（以下「体罰等」という。）は、いかなる場合においても行ってはならないものであるが、その中でも、標準例に規定した体罰等については懲戒処分の対象とする。

（ただし、正当防衛又は正当な行為と考えられる事案については除く。）

また、体罰等を行うところを見ていたにもかかわらず、体罰等に対して制止等の対応や管理職への報告といった適切な対応を怠り、体罰等を容認しているとみなされる行為を行った者も厳正に処分する方針である。

2. 標準例における「負傷」とは、創傷、擦過傷、打撲傷のような外傷だけでなく、疼痛、めまい、吐き気、失神等を生じさせたときなど広く解するが、少し赤くなったといった程度の軽微な傷については、原則として、懲戒処分ではなく訓告等の指導措置により対応する。

これについては、①日常生活に支障を来さないこと、②負傷として意識されないか、日常生活上看過される程度であること、③医療行為を特別に必要としないこと等を判断の基準とする。

3. 標準例における「常習的」とは、1回の体罰で複数回叩いたというような場合をさすものではない。

また、別の時期に複数回体罰を行ったから直ちに常習的とするのではなく、その判断にあたっては、体罰に至った背景や態様、執拗さ、過去における処分や指導歴、当該職員の資質等を総合的に勘案するものとする。

4. 常習性がなく負傷もしていないという場合はすべて懲戒処分の対象外とするものではなく、執拗に何回も叩くなど、体罰の状況、態様等が悪質と判断されるものは懲戒処分の対象となる。

## 第2. 体罰等に関する処分の手続きについて

1. 体罰等発生時の対応

校長は、教職員からの報告等により体罰等を把握した場合、学校内での対処に留めることなく、必ず県教育委員会（公立小中学校の場合は市町教育委員会を經由して）に「教職員の体罰について（報告）」により報告を行うものとする。

2. 市町教育委員会における内申

市町教育委員会においては、第1の2～4により懲戒処分の対象に該当する体罰等については、すべて県教育委員会に対し内申するものとする。

### 3. 県教育委員会での検討

(1) 上記1及び2による内申又は報告を受け、懲戒処分とするか否か、懲戒処分をする場合にどの量定にするかについては、任命権者である県教育委員会が、教職員の懲戒処分の基準の3(1)ア～キに掲げる事項、及び、特に、体罰等については、次の①～⑦を総合的に考慮して判断するものとする。

(「ア 非違行為の動機、態様及び結果」関係)

- ①体罰等に至った経緯
- ②被害を受けた児童生徒の状況(学年、心身及び発達段階の状況等)
- ③体罰等の態様(殴る、蹴る等)、継続時間、回数、負傷の程度等
- ④児童生徒・保護者のその後の状況(精神的ダメージ、教育活動への支障等)

(「オ 日常の勤務態様及び過去の非違行為・事故の有無」関係)

- ⑤体罰等に係る前歴の有無、常習性の程度

(「カ 上司への報告の有無、非違行為・事故後の対応」関係)

- ⑥事後の対応(管理職員への報告及び報告内容の真偽、児童生徒への措置等)

(「ウ 当該教職員の職務上の地位」関係)

- ⑦管理職員等指導的な立場の有無

(2) 体罰等に対する処分量定は、上記(1)の事実認定に基づき、下記「体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例(表1)」又は「指導措置により対応することができる場合(表2)」を基準に、個別の事案ごとに加重要素(表3)により加重、その他必要に応じて軽減を行い、総合的に判断して決定する。

#### ◆体罰・不適切な指導に対する懲戒処分の標準例 (表1)

区 分	懲 戒 処 分			
	免職	停職	減給	戒告
体罰により児童生徒を死亡させた教職員	○			
体罰により児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
体罰により児童生徒を負傷させた教職員		○	○	○
上記の他、体罰を常習的に行った教職員、又は悪質な態様の体罰を行った教職員	○	○	○	○
児童生徒の人権を侵害する暴言等不適切な指導を行い、精神的な苦痛を与えた教職員	○	○	○	○

なお、懲戒処分ではなく指導措置により対応することが想定されるものとしては下記のとおりである。

#### ◆指導措置により対応することができる場合 (表2)

区 分	指 導 措 置		
	文書 訓告	口頭 訓告	嚴重 注意
① 負傷や精神的な苦痛が認められる場合			
ア 負傷や精神的な苦痛の程度が軽微な場合	○	○	
② 負傷や精神的な苦痛が認められない場合			
ア 体罰や不適切な指導が複数回認められる場合		○	○
イ 体罰や不適切な指導が1回のみの場合			○

## ◆判断の加重要素

(表3)

a	常習的又は態様が悪質な場合の程度 ○ 頭部を蹴るなど体罰の態様が尋常でない、器物の使用 など ○ 複数人、複数回、特定の児童生徒への行為 など ○ 心身の発達段階（小学校低学年、特別な支援を要する児童生徒など）への配慮
b	結果が特に重大な場合 ○ 精神的苦痛等により不登校、精神的疾患、転校（転学） など
c	過去に体罰等による校長指導や指導措置を受けている場合 ※ 前回受けた指導措置等以上の処分等とする。 この場合において、「体罰の再発防止のための指導力向上研修」を受講している場合は、懲戒処分を標準とする。
d	過去に体罰等による懲戒処分を受けている場合 ※ 前回受けた懲戒処分以上の処分とする。
e	事後処理の状況 ○ 管理職への未申告、虚偽の報告、隠蔽又は相当期間報告を怠った場合 など ○ 保護者への連絡、謝罪、負傷の措置 など
f	当該教職員が管理職の場合

## 第3. 指導措置等

- 第2の1及び2による内申又は報告された体罰等について、県教育委員会において懲戒処分には当たらないと判断した体罰等については、原則として指導措置（公立小中学校においては市町教育委員会による指導措置、県立学校においては県教育委員会による文書又は口頭による訓告若しくは厳重注意）とする。  
なお、市町教育委員会による指導措置の内容は、各市町教育委員会において適切に決定するものとする。
- 第2の2による内申に該当しない体罰等であっても、市町教育委員会による指導措置を行った内容について、すみやかに県教育委員会に報告するものとする。

## 第4. 体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修の実施

- 体罰等により懲戒処分又は指導措置（以下「処分等」という。）を受けた教職員を対象に、処分等を受けた日の属する月の翌月から1年間を研修期間として「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施するものとする。
- 上記1の研修の実施に関する詳細は、別に定める要綱によるものとする。